

国民健康保険料還付通知書を誤送付

16日、区民の方から「他人の通知書が混入されていた」旨の申し出があり、区が発送した国民健康保険料還付通知書に誤送付があったことがわかりました。このことにより、1名分の個人情報（住所、氏名、国民健康保険記号番号、保険料還付額）が漏えいしてしまいました。

1 経過

・還付通知書の送付

平成28年12月12日、国保年金課から税の修正申告等で還付金が発生した2人に対し、還付通知書と口座振替依頼書、返信用封筒などを送付しました。そのうちのお一人に対しては、本来であれば①平成26年度特別徴収分還付通知書、②平成26年度普通徴収分還付通知書、③平成27年度普通徴収分還付通知書の3点の通知書を送る必要がありましたが、実際には①のみがご本人に届き、②と③については他の方に誤送付されてしまいました。

・誤送付先とのやりとり

平成28年12月16日午前11時、区役所国保年金課に「本人のものではない第三者の通知書が届いた」旨の手紙が届き、誤送付された②と③の通知書が同封されていました。これを受け、区担当者から電話で連絡し、返送いただいたお礼と謝罪を伝えました。その際、それ以外の方の個人情報は手元がないことを確認しました。

・該当者とのやりとり

平成28年12月16日午前11時30分、該当の方に電話連絡し誤送付の件を謝罪しました。また、郵便物が届いているか確認したところ、平成26年度特別徴収分還付通知書（先の①）のみしか届いていないことが確認できました。

同日午後1時40分、該当者宅を訪問して、直接謝罪するとともに、改めて書類の一式を届けました。また、本人の求めによって、今回の一連の経過を文章にして、12月19日に郵送で送りました。

2 誤送付された個人情報の内容

誤送付された書類は、1名分の「国民健康保険料還付通知書」2通（上記②、③）です。記載内容は、氏名、住所、国民健康保険記号番号、保険料還付額です。

3 再発防止に向けて

個人情報の誤送付が発生したことを極めて重く受け止め、今後は、通知文を送付する際の二重チェック体制を改めて徹底するなど、事案の再発防止に向け、全力を挙げて取り組みます。